

令和6年第3回

印西市教育委員会定例会会議録

令和6年3月21日（木）

令和6年第3回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和6年3月21日(木)午後1時30分

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告第1号

印西市立図書館協議会の諮問結果について

日程第 5 議案第1号

令和5年度末教職員人事の内申について

日程第 6 議案第2号

印西市学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 7 議案第3号

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医の委嘱について

日程第 8 議案第4号

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医の委嘱について

日程第 9 議案第5号

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱について

日程第10 議案第6号

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱について

日程第11 議案第7号

印西市史編さん委員会委員の委嘱について

日程第12 議案第8号

印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について

日程第13 議案第9号

令和6年度印西市の教育施策について

日程第14 議案第10号

(仮称)印西市歴史文化施設基本計画について

日程第15 議案第11号

印西市立図書館の運営基本方針について

日程第16 議案第12号

印西市立図書館サービス計画について

日程第17 その他

追加日程第1

栃尾知子委員の教育委員辞職の件

4. 閉 議

5. 閉 会

教育長及び出席委員(5名)

	教 育 長	大 木	弘
1 番	教育長職務代理者	寺 田 充	良
2 番	委 員	鈴 木 裕	枝
3 番	委 員	栃 尾 知	子
4 番	委 員	豊 田 光	弘

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(7名)

教 育 部 長	土 屋 茂 巳
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	鈴 木 圭 一
学 務 課 長	加 藤 知 巳
指 導 課 長	石 川 真 樹 子
学 校 給 食 課 長	海 老 原 裕 之
生 涯 学 習 課 長	飯 島 正 義
大 森 図 書 館 長	秋 谷 守

職務のため出席した職員(2名)

教 育 総 務 課 総 務 係 長	清 水 純 一 郎
教 育 総 務 課 総 務 係 主 査	佐 々 木 洋 子

(13時30分)

(開会の宣告)

教 育 長 それでは、ただいまより令和6年第3回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長 本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、学校給食課長、生涯学習課長、大森図書館長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長 それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。  
ご了承ください。

(会議の非公開、日程の変更)

教 育 長

会議の公開について伺います。

日程第5 議案第1号 令和5年度末教職員人事の内申については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項並びに印西市教育委員会会議規則第12条第1項の規定に該当することから、会議を非公開とすることを提案いたしますが、ご異議ございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし

教 育 長

異議なしと認めます。

それでは、日程第5 議案第1号は非公開といたします。

また、当該議案につきましては傍聴人等にご退席願いますことから、印西市教育委員会会議規則第10条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、日程第17 その他の後に繰り下げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし

教 育 長

異議なしと認めます。

よって議事日程については、そのようにいたします。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、4番、豊田委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

それでは、経過報告から申し上げます。

2月28日水曜日、第11回市教頭会議が中央駅前地域交流館で開催され、出席をいたしました。

3月5日火曜日、原山小学校、FIRST LEGO League challengeの子どもたちが市長表敬訪問をいたしまして、同席いたしました。コンピューターのプログラミングのコンテストがありまして、日本国内の全国大会で優秀な成績を収めて、5月にアメリカで開催される世界大会に派遣されるということで表敬訪問がありました。

6日水曜日、第3回学校給食センター運営委員会が中央学校給食センターであり出席をいたしました。

7日木曜日、市議会文教福祉常任委員会の、高花学校給食センター施

設見学会に同行いたしました。新しく完成して、4月から稼働する高花学校給食センターを議員の皆様には視察していただきました。

同日、印西市交通安全対策会議が市役所であり、出席をいたしました。

12日火曜日、第3回カーボンニュートラル推進本部会議が市役所であり出席をいたしました。

同日、午後になりますが、令和6年能登半島地震被災地応援職員の報告会が市役所であり、出席をいたしました。印西市からは、約2週間にわたって3名の職員が派遣されておりまして、派遣先での活動状況等についての報告でございました。

13日水曜日、市内中学校の卒業式が市内9校の中学校で挙行されました。委員の皆様にもご臨席をいただき、誠にありがとうございました。

15日金曜日、小学校卒業式ということで、市内18校の卒業式が挙行されました。委員の皆様にもご臨席をいただきました。

16日土曜日、瀬戸幼稚園閉園式が瀬戸幼稚園で行われました。委員の皆様にもご臨席をいただきました。ありがとうございました。

17日日曜日、日本ボーイスカウト千葉県連盟主催の第22回千葉県カブラー大会が北総花の丘公園であり、出席をいたしました。小学校3、4、5年生のカブスカウトの千葉県大会ということでございました。3年に一回行われているそうでございます。

19日火曜日、印西ライオンズクラブ、ランドセルカバー寄贈式が市役所であり、同席いたしました。

21日木曜日、令和6年第3回教育委員会定例会が、現在、開催されております。

行事予定でございます。

3月23日土曜日、印西市民アカデミー卒業式が文化ホールで開催されます。

27日水曜日、印旛郡市文化財センター第120回理事会が佐倉市であり、出席する予定です。

28日木曜日、令和5年度末教職員辞令交付式が多古町であり、出席する予定です。

同日午後になりますが、令和5年度末教職員人事異動に伴う辞令伝達式が市役所であり、出席をする予定です。

29日金曜日、退職者辞令交付式が市役所であり、出席いたします。

4月1日月曜日、人事異動辞令交付式が市役所であり、出席をいたします。これは市職員の辞令交付式でございます。

5日金曜日、第1回市校長会議が市役所で開催されます。

同日、午後になりますが、第1回印旛地区教育委員会連絡協議会の定例常任委員会及び第1回印旛地区教育長会議が佐倉市であり出席をする予定です。

9日火曜日、中学校の入学式が市内9校で挙行される予定です。委員の皆様にもご臨席をいただければと思います。

10日水曜日、小学校の入学式が、市内18校で挙行されます。

11日木曜日、政策調整会議が市役所であり、出席をいたします。

同日、第1回市教頭会議が市役所であり、出席をする予定です。

16日火曜日、印教連定期総会が成田市であり、出席をする予定です。

18日木曜日、千葉県都市教育長協議会定期総会及び研修会が千葉市であり、出席をする予定です。

20日土曜日、印西市民アカデミーの入学式が文化ホールで開催され、出席をする予定です。

24日水曜日、令和6年第4回教育委員会定例会が市役所で開催される予定でございます。

以上ですが、何かご質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

各 委 員  
教 育 長

なし

それでは、教育長報告については以上でございますので、ここからの議事進行については、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、寺田教育長職務代理者をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

職 務 代 理 者

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

議事日程の順序に変更がありましたので、日程第5 議案第1号については日程第17の後にまいります。よろしく申し上げます。

(報告第1号)

職 務 代 理 者

日程第4 報告第1号 印西市立図書館協議会の諮問結果についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

報告第1号 印西市立図書館協議会の諮問結果について。

印西市立図書館協議会に印西市立図書館の運営のあり方について、諮問した結果、別紙のとおり答申があったので報告する。

令和6年3月21日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、ご報告いたします。

本件につきましては、令和4年第10回教育委員会定例会におきまして、印西市立図書館の運営のあり方を印西市立図書館協議会に諮問することについて、可決をいただきました。

そして、令和4年11月、図書館協議会に諮問を行い、令和6年2月29日、答申をいただきました。

それでは、答申の概要についてご報告いたします。

お手元の「印西市立図書館の運営のあり方について」答申をご覧ください。

初めに、図書館運営方針に関する答申についてご報告いたします。

23ページをご覧ください。

23ページが一番下、(3)直営方式についてでございます。

読み上げます。

現在、直営方式で運営がされていますが、職員体制についての検討からも司書資格を有する職員採用が無かったことによる司書資格を有する正規職員の不足が指摘されていることや、図書館の配置の検討からも人口の増加による懸念がされているところです。

このことから公平性のある継続的な図書館サービスを行うためには、司書資格を有する正規職員を採用し、図書館の体制強化を図りながら、直営で運営していくべきですとされております。

それでは、この答申に至った経緯等についてご報告いたします。

7ページをご覧ください。

3、公立図書館の特性です。公立図書館は、図書館法の無料の原則から、地域住民に対して年齢、性別、国籍等に関係なく、誰でも等しく図書館サービスを無料で提供する図書館です。

下から3行目の真ん中辺りになりますが、自ら地域を良くしていこうとする市民の力が必要であり、行政と協働してまちづくりを進める担い手づくりの拠点として重要な施設になっていきますとされております。

9ページをお願いいたします。

こちらでは、指定管理者制度に関する総務省からの助言の内容が示されております。

上から5行目でございます。

①指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねられる制度になっていること。3行飛ばしまして、このようなことから、経費節減のみに着目するのではなく、制度の導入をするのであれば、その施設の設置の目的の適切な達成を図ることを自治体に求めていますとのことでございます。

10ページをお願いいたします。

指定管理者制度のメリット、デメリットが示されております。6、指定管理者制度のメリットでございますが、何点か示されておまして、(5)では、利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を獲得しようとする民間経営の発想ができますとされております。

続きまして、7、指定管理者制度のデメリットでございます。(1)公益性の確保が難しい、図書館は図書館法第17条で入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならないという、無料の原則があるので、利用料金に当たるものはありません。そのため、利用者が増え、貸出冊数が増えても収益は増えません。また、企業にとって

は、利益につながりにくい施設です。利益を上げるためには、経費削減が行われ、サービスの低下につながりかねませんと指摘されております。

11ページをお願いいたします。

(2)専門性の継続及びサービスの低下です。指定管理者制度では、数年で指定管理者が代わることもあるため、利用者の多様で幅広い読書要求に応えられる経験の蓄積ができにくいと考えられます。また、地域に係る文化や歴史などや地域の特性の把握が難しいことから、所蔵資料と未所蔵資料を適切に把握し、提供することが困難と考えることから、図書館サービスの低下につながる恐れがあると指摘されております。

15ページをお願いいたします。

10、図書館サービスの質的向上に関する内容でございます。

10項目が挙げられておりますが、主なものといたしましては、(1)レファレンスサービスです。利用者の知りたい、調べたい、学びたい等、様々な調査研究のサポートに対応するためには、図書館職員が資料について十分な知識を持ち、適切な資料や情報の提供を行う必要があります。そのためにも、資料の充実を図り、経験の積み重ねられた司書職員の配置が必要だとされております。

16ページをお願いいたします。

中段下、(7)行政部署や関係機関との連携です。行政各部署や関係機関と連携し共催事業や企画展示の実施により、多くの市民が本と情報に出合い、つながる場としての図書館となる必要がありますとされております。

(8)図書館ボランティアとの連携と支援・育成です。図書館ボランティアについては、おはなし会や各種事業など、様々な形で図書館事業や地域の読書活動を支えています。

また、読書活動に関わるボランティア向けの講演会や講習会などを充実し、ボランティアを育成するとともに、ボランティア一人一人が習得したスキルを活かすための場が必要だとされております。

17ページをお願いいたします。

(9)市民・地域との協働・参画による図書館づくりです。地域で活動する市民団体やボランティアなどと協働して、地域のニーズに応える読書活動を推進するとともに、その活動を支援し、広く紹介することでボランティア活動の活性化につながりますとされております。

ページの中段をご覧ください。

11、図書館資料の充実と管理です。8項目挙げられております。

(1)資料購入費の充実です。過去5年間の資料購入費の推移を見ると、新聞・雑誌・マイクロフィルムについては、ほぼ横ばいに推移、視聴覚資料については横ばい、もしくは減少傾向に推移、図書資料については、平成30年度と令和4年度を比較すると、約460万円、約3,600冊減少

しています。

18ページの上の表をご覧ください。

表の下から2段目と一番下の段は、1人当たりの図書資料購入費でございます。下から2段目は印西市における1人当たりの購入費です。一番下については、千葉県内市町村平均の1人当たりの購入費でございます。

表の一番左の行をご覧ください。

こちらは平成30年度における数字でございますが、印西市における1人当たりの購入費は191.4円で、その下の千葉県平均の154円を上回っておりますが、印西市における1人当たりの図書資料購入費は、右にいくにつれ減少し、一番右の行、令和4年度は134.1円となり、千葉県平均の164円を下回っております。これらを踏まえ、図書資料費の増額が不可欠ですとされております。

24ページをご覧ください。

中段にあります結びを読み上げます。

結びに、図書館とは何か、図書館サービスとは何かなど、基本を踏まえ、市の目指す図書館像を明確にし、印西市立図書館の基本方針である地域に根差した市民文化の創造や地域の情報拠点として市民生活に役立つ施設となるよう、印西市立図書館の特性を生かしながら、引き続き、直営方式で運営し、市民のための図書館サービスの充実を心から願い答申いたしますとされております。

報告は以上でございます。

ありがとうございました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

豊田委員。

豊田でございます。

答申を拝見しました。それと、今、課長のほうからご説明を受けまして、図書館については直営が望ましいという答申であったと思います。そういった中で、図書館サービスの充実というよりは、司書資格を持った職員の方の配置が必要不可欠だというような内容が書かれていると思いますが、現在、印西市内の6館の図書館の中で、印旛については、司書さんもいらっしやらないような状況だったと思います。

そういった中で、今後、そういった資格を持った職員の方の採用について、強く働きかけていかなければいけないと考えますが、その辺はどのように教育委員会のほうで整理されているのか、伺いたいと思います。

生涯学習課長。

お答えいたします。

図書館運営に関しましては、専門性が高い業務であることから、やはり司書資格を有する職員が必要不可欠であると考えておりますので、人事要望については、引き続き行ってまいりたいと考えております。

職務代理者

豊田委員

職務代理者  
生涯学習課長

豊田委員  
職務代理者

以上でございます。  
ありがとうございました。  
ほかに質疑ございませんか。

栃尾委員

栃尾委員。  
私としては、印西市の市民サービス向上のためになるのであれば、正直指定管理だろうと、直営だろうと、どちらでも構わないという姿勢ですけれども、指定管理を導入して、いろいろデメリットもありながら、うまく運営されている図書館というのは存在しているのでしょうか。

職務代理者  
生涯学習課長

生涯学習課長。  
お答えいたします。

例えば、船橋西図書館が指定管理者制度を導入して、利便性が向上したと伺っております。ただ、印西市が目指す図書館というのは、やはり市民の皆様との協働により進める、それから行政との連携を図りやっていくという観点から、市が直営でやることによって、今まで市民の皆様と築き上げてきた連携協力体制というものが引き続き継続され、それから行政、人事であったり、財政部であったり、教育委員会であったりが連携することによって、図書館事業や様々な企画展であったり、それから人員配置であったり、そういった市の意思というものが、やはり図書館運営につながっていくと考えております。

指定管理者制度については、指定管理料の中で例えば、人件費が幾ら、図書購入費が幾らとか、そういった内訳については、指定管理者の裁量によるところがございます。やはり印西市の考えというものが、そこで直に反映されることが難しいといえますか、市の直営のほうがそれが反映されやすいというようなことから、このような答申をいただいているものと理解しております。

栃尾委員  
職務代理者  
各委員  
職務代理者

分かりました。  
ほかに質疑ありませんか。  
なし  
よろしいですか。  
それでは、これで質疑を終わります。  
以上で、報告第1号を終わります。

(議案第2号)  
職務代理者

日程第6 議案第2号 印西市学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第2号 印西市学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月21日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、審議資料に基づきご説明させていただきます。

1、改正の要旨でございますが、管理指導員に関する第4条の規定及びプール管理指導員に関する第7条の規定をそれぞれ削除し、これに伴いまして、残った条項と別表において対応する部分を改正するものでございます。

次に、2、改正の理由ですが、学校現場の教職員の負担軽減及び現状の授業との整合を図るため、これまで教頭先生にお願いしておりました管理指導員については、本来の職務の範囲内で対応可能なことから、その職を廃止し、また、学校プール開放事業については、令和5年度から民間事業者のプールを利用した事業へと移行したことに伴いまして、プール管理指導員に関する規定を廃止するものでございます。

3、施行期日ですが、令和6年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第2号について採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

各委員  
職務代理者

(議案第3号)  
職務代理者

指導課長

日程第7 議案第3号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医の委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

議案第3号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医の委嘱について。

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医を別紙のとおり委嘱する。

令和6年3月21日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

ご説明いたします。

次のページをご覧ください。

これは、市内全小・中学校、幼稚園の学校医の任期満了に伴いまして、現時点におきまして29名の医師を学校医として委嘱するものでございます。学校医は、児童・生徒の健康診断、また児童・生徒や教職員の

健康相談、感染症や食中毒の予防のための指導助言等の役割がございます。

まず、牧の原小学校の学校医ですが、児童数の増加により1名増となっております。

新規でお願いいたしますのは、4番、船穂小学校、千葉ニュータウン駅前つかだクリニックの塚田健次医師、8番、高花小学校、千葉ニュータウン駅前こどもクリニックの福原知之医師、10番、小倉台小学校、日本医科大学千葉北総病院の五十嵐徹医師、11番、西の原小学校、千葉ニュータウン駅前腎クリニックの板垣史朗医師、17番、牧の原小学校、はぐくみBaby&Kid'sクリニックの川戸仁医師の5名でございます。

その他の配置につきましては、資料をご覧ください。

任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。

次のページをご覧ください。

眼科医は、2名でございます。変更はございません。

任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。

続いて、次のページをご覧ください。

耳鼻科医は5名でございます。児童・生徒数の増加により、千葉ニュータウン駅前耳鼻咽喉科クリニックのグンデウズ・メーメット医師を新たに委嘱いたします。グンデウズ・メーメット医師には、内野小学校、木刈小学校、原山小学校、小倉台小学校、木刈中学校、原山中学校を担当していただきます。

任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

豊田委員

豊田委員。

すみません、私、教育委員になってまだ日が浅いもので、学校医の選出について、詳しく分からないんですけれども、この選出に当たっては、例えば、印旛市郡の医師会などに依頼をされて推薦していただくような形なんでしょうか。

職務代理者

指導課長。

指導課長

医師会の推薦を受けて選出をしております。

豊田委員

分かりました。ありがとうございます。

職務代理者

ほかに質疑はございませんか。

各委員

なし

職務代理者

質疑なしと認めます。

議案第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。

各 委 員  
職 務 代 理 者

議案第3号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

(議案第4号)  
職 務 代 理 者

日程第8 議案第4号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指 導 課 長

議案第4号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医の委嘱について。

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の管理校医を別紙のとおり委嘱する。

令和6年3月21日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

では、次のページをご覧ください。

これは、市内全小・中学校、幼稚園の管理校医の任期満了に伴いまして、22名の医師を管理校医として委嘱するものでございます。管理校医には、複数いる学校医等を代表して、学校の保健衛生管理全般について、総合的な立場から適切な指導と助言をいただいております。

新規でお願いいたしますのは、4番、船穂小学校、千葉ニュータウン駅前つかだクリニックの塚田健次医師、8番、高花小学校、千葉ニュータウン駅前こどもクリニックの福原知之医師、11番、西の原小学校、千葉ニュータウン駅前腎クリニックの板垣史朗医師の3名でございます。

その他の配置につきましては、資料をご覧ください。

任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。

職 務 代 理 者  
各 委 員  
職 務 代 理 者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第4号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

(議案第5号)  
職 務 代 理 者

日程第9 議案第5号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱についてを議題とします。

指 導 課 長

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

議案第5号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱について。

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校歯科医を別紙のとおり委嘱する。

令和6年3月21日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

では、次のページをご覧ください。

これは、市内全小・中学校、幼稚園の学校歯科医の任期満了に伴いまして、20名の歯科医師を学校歯科医として委嘱するものでございます。学校歯科医には、定期健康診断において、虫歯や歯肉、歯並び、かみ合わせ等に異常がないか等を検査していただいております。

新規でお願いいたしますのは、4番、船穂小学校、のぞき歯科クリニックの野崎健太郎医師、13番、六合小学校、おがわ歯科の小川信太郎医師、25番、印旛中学校、日本医科大学千葉北総病院の吉峰正彌医師、27番、滝野中学校、千葉ニュータウン中央ひの歯科の日野陽太医師の4名でございます。

その他の配置につきましては、資料をご覧ください。

任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。

以上でございます。

職 務 代 理 者  
各 委 員  
職 務 代 理 者

それでは、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第5号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第5号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各 委 員  
職 務 代 理 者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

(議案第6号)  
職 務 代 理 者

日程第10 議案第6号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指 導 課 長

議案第6号 印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師の委嘱について。

印西市立幼稚園、小学校及び中学校の学校薬剤師を別紙のとおり委嘱する。

令和6年3月21日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

では、次のページをご覧ください。

これは、市内全小・中学校、幼稚園の学校薬剤師の任期満了に伴いまして、13名の薬剤師を学校薬剤師として委嘱するものでございます。学校薬剤師の方々には、採光、照明、換気などを検査していただき、学校環境衛生の維持管理に関して、指導助言をいただいております。

新規でお願いする方はおりません。

任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第6号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第6号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

(議案第7号)  
職務代理者

日程第11 議案第7号 印西市史編さん委員会委員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第7号 印西市史編さん委員会委員の委嘱について。

印西市史編さん委員会委員を印西市史編さん委員会設置条例第3条及び第4条の規定により、次のとおり委嘱する。

令和6年3月21日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、ご説明いたします。

本案につきましては、市史編さん委員会委員の委嘱期間満了に伴い、委員を委嘱するものでございます。

今回、委嘱する方は、榎美香さん、木村修さん、大友一雄さん、伊藤哲之さん、高花宏行さん、石井秀昭さんの6名の方です。

各委員の専門分野につきましては、選出区分のとおりでございます。

石井秀昭さんが新規の委嘱でございます、そのほかの5名の方は継続でございます。

各委員の所属等は、記載のとおりでございますが、2番の木村修さんは、元千葉県立中央博物館職員でおられました。5番の高花宏行さん

は、元市史編さん専門委員調査研究員で、現在、白井市文化センター長をされております。6番の石井秀昭さんにつきましては、中学校社会科教員としての指導経験があり、印西市教育委員会指導主事及び印西市立小・中学校の教頭、校長を歴任されたほか、学芸員の資格を有されております。また、市内の郷土史に精通されております。

委員の任期につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第7号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第7号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

(議案第8号)  
職務代理者

日程第12 議案第8号 印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第8号 印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について。

印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員会委員を印西市立印旛歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例第9条及び印西市立印旛歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則第15条の規定により次のとおり委嘱する。

令和6年3月21日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、ご説明いたします。

本件につきましては、印西市立印旛歴史民俗資料館運営委員の委嘱期間満了に伴い、委員を委嘱するものでございます。

今回、委嘱する方は、内藤幸一さん、早川博史さん、矢嶋毅之さん、山田俊輔さんの4名の方でございます。

矢嶋毅之さん、山田俊輔さんが新規に委嘱する方で、その他の2名の方は継続でございます。

3番の矢嶋さんにつきましては、成田山霊光館に勤務されております。日本近現代史がご専門で、印西市史近現代の編さんに関わったご経験がある方でございます。4番の山田さんは、千葉大学大学院人文科学

研究院の教授で日本考古学がご専門でございます。

委員の任期につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第8号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第8号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

(議案第9号)  
職務代理者

日程第13 議案第9号 令和6年度印西市の教育施策についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

教育部長

議案第9号 令和6年度印西市の教育施策について。

令和6年度印西市の教育施策を別紙のとおり定める。

令和6年3月21日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、ご説明いたします。

令和6年度印西市の教育施策につきましては、あらかじめ素案を配付させていただいておりますが、改めて議案として委員の皆様にご審議いただくものでございます。

まず表紙をめくっていただきますと、はじめにでございます。

市では、将来都市像を「住みよさ実感都市 ずっと このまち いんざいで」と定めた印西市基本構想の実現を進めております。

また、教育委員会では、令和3年度に新たに策定した第2期教育振興基本計画において、引き続き、将来都市像の実現に向けた政策の一つである「子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります(子育て・教育・文化)」の推進を図っています。

1ページに、印西市基本構想、教育大綱、教育振興基本計画及び教育施策との関係について示させていただいております。

教育施策の体系につきましては、令和4年度から7年度を計画期間とした第2期印西市教育振興基本計画に基づき策定しており、教育の基本理念としました「だれもが輝き ともにはばたく いんざいの学び」の実現に向け、基本的な3つの方針を掲げております。そして、3つの方針の実現に向け、各分野別に4つの基本目標を柱に各施策を展開しているも

のでございます。

2ページから5ページにかけては、4つの基本目標について記載しております。また、参考として第2期教育振興基本計画における基本目標ごとの成果指標を掲載しております。

6ページをお開きください。

印西市の教育施策の体系を示すものでございまして、基本目標ごとに主な取組を記載しております。

7ページから16ページにかけては、主な取組ごとに令和6年度の事業内容を掲載してございますが、ここで令和6年度において、新たに掲載した事業等をご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

取組の2、子どもたちの豊かな心を育むの事業の6、適応指導教室事業の推進の中において、校内適応指導教室の開設を追加しております。

11ページをお願いいたします。

取組の1、教育環境整備の充実の中におきまして、事業の5、スクールバスによる通学支援を追加しております。

次に、取組の3、情報化社会に対応した教育の推進の事業の2、情報教育の推進の中において、教育DX専門官の配置を追加し、また、一番下の項目にNPO法人みんなのコードと締結した情報教育の連携協定に関連した記述を追加しております。

15ページをお願いいたします。

取組の2及び事業の1、図書館サービスの充実の中において、民話絵本の作成を追加しております。

追加した主な事業は以上となりますが、令和6年度におきましても第2期印西市教育振興基本計画の基本理念の実現に向けた事業を引き続き展開していくものでございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

鈴木委員。

鈴木委員

私からは、大きく2つ質問がございます。

まず、初めに8ページ中段の10番、国際理解教育(外国語教育)の推進の項目の右側中段に英語コミュニケーション能力検定テスト「印西英語マスター」の実施とあります。これは、具体的にどういったものなのか、少しご説明をしていただければと思います。

職務代理者

指導課長。

指導課長

お答えいたします。

印西英語マスターは、小学5、6年生の希望者を対象とした市独自の英語検定であり、英語コミュニケーション能力の向上や自主的に外国語を学習する態度の育成を図ることを目的としております。

検定は、ALTとの面接で行い、英語での自己紹介スピーチと質疑応

答による検定となっております。

現在のところ、検定級はベーシック、スタンダード、マスターの3つの級を設けてございます。

以上でございます。

職務代理者  
鈴木委員

鈴木委員。

今の質問に関わることなんですが、この印西市独自の能力検定ですけども、テストを作る側の先生方というのは、どのような方々でしょうか。

職務代理者  
指導課長

指導課長。

指導課の指導主事を中心として市内の先生方の協力で外国語検討委員会というものを設けております。そちらでも諮りながら検定のやり方をも検討して進めているところでございます。

職務代理者  
鈴木委員

鈴木委員。

分かりました。

もう1点目、15ページですが、図書館サービスの充実のところ、右側中段にございます利用しやすい施設のあり方の調査・研究とあります。これは、今年度からということではなく、以前から実施されていると思うのですが、詳しくどのような調査で、研究対象なのか、どういったことがされているのか、もう一度、教えていただけますでしょうか。

職務代理者  
大森図書館長

大森図書館長。

利用しやすい図書館のあり方について、毎年、調査研究をしております。

年々、図書館利用者のニーズ等が変わってきておまして、以前は、図書館は本を読めればいいということでしたが、市内でも地域によっては静かでもなくてもいい、賑やかな図書館でいいというところもあります。また、もっと図書館だけではなくて、人が集まる、人が集う図書館もほしいというニーズもありますので、そういったところを調査研究させていただいております。

以上です。

職務代理者  
鈴木委員

鈴木委員。

重ねて質問いたします。

これは、市民を対象にしたアンケートのような形で調査されていますでしょうか。

職務代理者  
大森図書館長

大森図書館長。

令和3年度に利用者アンケートの実施をしております。毎年は実施しておりませんが、必要なときにアンケート調査を実施しているものでございます。

以上です。

鈴木委員

ありがとうございました。

職務代理者

ほかに質疑ございませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

私からも2点、質問があります。

9ページ、2、子どもたちの豊かな心を育むの6番、適応指導教室事業の推進で新設される校内サポート教室の開設について、まず質問させていただきます。

こちらの校内サポート教室はどのような教室を目指していらっしゃるのかということと、また、これを進めるに当たって、課題があれば共有していただきたく思います。

職務代理者

指導課長。

指導課長

お答えいたします。

市の不登校児童・生徒の割合は国の割合よりは少ないものの、印西市内におきましても増加傾向にございます。校内サポート教室を開設することによりまして、不登校になることが心配される生徒が一時的に別の教室で心身を休める場としての利用や学校に復帰できそうな生徒が教室へ入っていく、足がかりの場としての運用を想定しております。

課題といたしましては、令和6年度は会計年度任用職員を指導員として中学校に配置しますが、不登校は中学校に限ってのことではございませんので、中学校での取組を検証しつつ、将来的には、小学校にも配置できるようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

職務代理者

栃尾委員。

栃尾委員

以前から、今回の校内サポート教室は保護者の方から、要望をすごくいただいていたので、ようやく実現に向けて進み始めたということでもうれしく思っています。引き続き、よろしく申し上げます。

2つ目、11ページ、3、情報化社会に対応した教育の推進のところの2番、情報教育の推進、こちら教育DX専門官はどのような方がなるのか、また、具体的な職務内容などを教えていただければと思います。

職務代理者

指導課長。

指導課長

お答えいたします。

教育DX専門官につきましては、教育DXを推進するに当たり、学校現場の状況を熟知しており、さらに専門的な知識を持っている方を配置する予定でございます。

主な狙いについてはですが、現代社会におきまして、あらゆる場面でのコミュニケーションツールとして情報技術を十分に利用するための能力の向上が求められております。

これまで、本市では、情報教育及びICT活用の推進を進めてまいりましたが、今後も、市内の子どもたちに係る情報活用能力を身につけさせたいということでございます。

職務内容の主なものを4点述べさせていただきます。

1点目は、先進的な情報教育のカリキュラム開発や授業等の支援でございます。印西市は、令和5年4月に特定非営利活動法人みんなのコードと連携協定を締結いたしました。モデル校を原山小学校とし、プログラミングを含む情報教育の充実を図ってまいりました。今後、原山小学校での取組を市内の学校に広げていくに当たり、支援をしていただきたいと思いますと思っております。

2点目は、先進的な情報教育の教職員研修の推進でございます。

3点目は、市の教育ビジョンや取組についての広報活動の推進でございます。

4点目は、ICTを活用した働き方改革の推進を含む校務DXの推進でございます。

以上でございます。

職務代理者

ほかに質疑ございませんか。

豊田委員。

豊田委員

それでは、2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、11ページの1、教育環境整備の充実の中の5項、スクールバスによる通学支援でございます。先ほど、土屋部長のほうからもご説明がございましたけれども、確認のために、もう一度、令和6年度の実施予定につきまして、簡単で結構ですので具体的なご説明をしていただければと思います。

職務代理者  
学務課長

学務課長。

令和6年度からこのスクールバスによる通学支援を行う学校及びコースにつきましても、2校あります。まず一つは、木下小学校区内において、1コースを実施する予定になっておりまして、具体的には、宗甫地区から学校までのルートとなっております。それから、もう一つは、大森小学校区内で、鹿黒南地区から学校までの1コースを実施する予定になっております。

以上でございます。

職務代理者  
豊田委員

豊田委員。

本日のその他の中で、スクールバスの安全通学基本計画の話もしていただけたということでございますが、子どもたちの安全安心のためにご尽力いただければと考えております。よろしくお願いたします。

もう一点が、12ページの4、信頼される学校づくりの6項、働き方改革の推進についてでございますけれども、教職員の皆様、大変朝早くから夜遅くまで厳しい環境の中で子どもたちのためにご尽力いただいているところでございます。

令和6年度新たに、働き方改革の推進ということで、取り組まれるような事業がございましたらご説明をいただきたいと思います。

職務代理者  
学務課長

学務課長。

決して新たな事業ではないのですが、県の事業といたしまして、教員の

業務支援をする人員を配置する事業がございます。これまでは、各市に数名程度の配置しかなかったのですけれども、来年度から全校配置の予算が確保されました。しかしながら、人の配置については、市に任されておりますので、現在、人員確保とその配置を進めているところであります。

これがもし全校配置ということが達成されれば、教員一人一人の負担軽減にもつながるかと思っておりますので、今、全力で進めているところであります。

また、校長、教頭の業務に対しての支援員の配置も印西市として1名の配置の確保はすることができました。それについても今全力で人材の確保及び配置を進めておりますので、教頭先生に対する負担軽減を何とか達成していきたいと思っております。

以上でございます。

職務代理者  
豊田委員

豊田委員。

そういった県からの支援ですとか、システムを十分に活用していただいて、軽減を図っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

職務代理者

私のほうからも一つ伺いたいと思っております。

13ページの文化財の保護・活用の推進についてですが、無形民俗文化財の継承支援により一層の努力が必要と思われまます。文化財の普及啓発の件はすばらしい伝承ですので、できればもっと新住民にお知らせして見学に来られるようにバスを出すとか、各学校より父兄にお知らせして児童が見学に来るように勧めていただきたいと思います。担い手がやりがいを感じ、後継者の育成にも役立つと思われるので各学校の先生、できれば教頭、校長をはじめとする2名ぐらいは見学に来てほしいです。また、学校のホームページで公開事業の開催日時や文化財の紹介などをするのも一つかと思われまます。よろしく申し上げます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

お答えいたします。

市内には、獅子舞や神楽などのすばらしい無形民俗文化財が継承されておりますが、このたびのコロナの感染拡大ですとか、少子高齢化、地域コミュニティの希薄化等によりまして、その継承というものが困難になってきております。市といたしましても、保存会の皆様にご意見、状況を伺いながら、対応を考えているところでございます。

委員がおっしゃられましたように、時代を担う子どもたちに、この貴重な文化財というものを広く知っていただくこと、それから、触れていただくことについては、委員からいただいたご意見も踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

職務代理者

よろしく申し上げます。

ほかに質疑ありませんか。

各 委 員  
職 務 代 理 者

なし  
質疑なしと認めます。  
議案第9号について採決をします。  
お諮りいたします。  
議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員  
職 務 代 理 者

異議なし  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。  
ここで、10分ぐらい休憩したいと思います。50分から始めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(14時40分)

(14時50分)

(議案第10号)  
職 務 代 理 者

それでは、再開いたします。  
日程第14 議案第10号 (仮称)印西市歴史文化施設基本計画について  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第10号 (仮称)印西市歴史文化施設基本計画について。

(仮称)印西市歴史文化施設基本計画を別紙のとおり定める。

令和6年3月21日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、ご説明いたします。

本基本計画につきましては、令和5年第11回教育委員会定例会におき  
まして、計画素案の内容についてご説明をさせていただいております。

ご説明をさせていただいた後、令和5年12月から令和6年1月にかけて  
して、市民意見公募を実施し、このたび、計画案がまとまりましたの  
で、ご説明させていただくものでございます。

なお、市民意見公募実施後、一部文言の修正を行っておりますが、計  
画内容について特段の変更はございません。

それでは、基本計画案についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料、基本計画案をご覧ください。

8ページをお願いいたします。

2、(仮称)印西市歴史文化施設の基本方針でございます。

(1)基本理念は、「水と台地に育まれた郷土の歴史・文化と人をつな  
ぎ、印西の未来をひらく交流拠点～いんざい未来創造ミュージアム～」  
と設定しております。

9ページをお願いいたします。

(2)事業活動方針は、基本理念の実現に向け、学ぶ、楽しむ、輝くを  
掲げて事業活動を展開してまいります。

10ページをお願いいたします。

事業活動の考え方は、Aのあい・交流、Bの収集・保存、Cの調査・研究、Dの展示・公開、Eの学習・創造支援、Fの情報ハブ・連携の6つの事業活動を行います。

26ページをお願いいたします。

4、施設整備計画では、(1)施設整備の基本方針といたしまして、1、多様な人々が訪れ、利用しやすい施設、2、印西市の魅力となるランドマーク性を備えた施設等を掲げております。

27ページをお願いいたします。

(2)立地につきましては、立地条件といたしまして3点ございます。a、災害リスクが低いこと、b、交通アクセスが良いこと、c、十分な広さを有した敷地であることとしております。

33ページをお願いいたします。

5、展示計画でございます。

こちらにつきましては、基本方針の実現に向け5つの項目を展開してまいります。1、印西市の歴史・文化の全体像を把握できる展示、2、印西市に対する理解を深め、誇りと愛着を感じることでできる展示、3、いつ訪れても新たな学びや発見につながる更新性の高い展示、4、子どもたちの学習に対応した展示等でございます。

35ページをお願いいたします。

(3)常設展示では、メインテーマといたしまして、「水と台地に育まれた印西の歴史と文化」としております。

説明は以上となります。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第10号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第10号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

(議案第11号)  
職務代理者

日程第15 議案第11号 印西市立図書館の運営基本方針についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第11号 印西市立図書館の運営基本方針について。

印西市立図書館の運営基本方針を別紙のとおり定める。

令和6年3月21日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、ご説明いたします。

お手元の資料、印西市立図書館の運営基本方針案をご覧ください。

1枚めくっていただきたいと思います。

こちらでは、求められる図書館像ですとか、本運営基本方針を策定する目的について示しております。

図書館に求められることといたしましては、読書推進という役割に加えまして、市民生活の向上に貢献する様々な情報提供と学習支援を行い、地域の情報拠点として市民生活に役立つ施設となること、また、印西市に関する出版物や新聞記事など、地域に関する資料を収集、蓄積することでございます。

1、基本理念では、5つの基本理念を掲げております。1、「いつでも、だれでも、どこでも」サービスが行われ、より多くの市民に利用され、愛され、心の豊かさを育む文化の拠点、2、誰の心にも豊かさをもち、子どもたちの未来を育み可能性を広げる図書館、3、学びとつながる図書館、4、「住み続けたいまち印西」にふさわしく、住みよさを実感できる図書館、5、市民のくらしに生き、市民の生涯学習の拠点となり、地域の課題を解決できる図書館でございます。

2、基本方針でございます。印西市立図書館は、図書館法の精神に則り、市民生活の向上に貢献する様々な情報提供と学習支援を行い、「いつでも、だれでも、どこでも」気軽に利用しやすい憩いの場として、また、地域に根差した市民文化の創造や地域の情報拠点として市民生活に役立つ施設となるよう、市民参加と協働を得て図書館奉仕の充実に努めることを基本方針といたします。

次ページをお願いいたします。

3、図書館サービスの充実のためにでございます。図書館サービスの質的向上、図書館資料の充実と管理、職員体制の充実等いたしまして、運営を行ってまいります。

4、運営主体でございます。印西市では、印西市公共施設適正配置アクションプランが令和2年3月に策定されまして、令和5年度から令和8年度までに大森図書館、小倉台図書館について、大規模改修終了後に指定管理者制度の導入を進めますとされておりますが、そういった中で、以下のことにより市直営で運営していくことといたします。

1つ目は、図書館協議会の答申を踏まえております。2つ目は、求められる図書館像でございます。図書館には多様なニーズに対応した図書館サービスの提供、市民が地域の課題を考え解決するための資料、情報の提供など、地域の情報センターとしての役割、地域住民が集い、交流する機会と場の提供などが求められております。そして、図書館では、地域に合わせた蔵書や郷土資料、行政資料等の歴史的資料を収集、整理、提供、保存することが重要であり、市の財産となります。地域のことに

詳しい職員が収集することにより、充実した資料が提供できると考えます。

これらによりまして、下から4行目からでございます。市民の声に応え、魅力あるまちづくりを推進していくためには、文化と教育の中心としての図書館の役割は大きく、その運営にあたっては、図書館行政に関する継続的なノウハウの蓄積、行政各部署や関係機関との連携、市民との協働が重要であることから、指定管理者制度を導入せず、市直営で運営していくことといたします。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

質問ではないですけれども、今のご説明を受けて私の感想です。

答申を受けて、今回は市として指定管理制度を導入せず、直営でということを決められたと理解しました。この図書館で大切にしている3つのことをお聞きしまして、これを大切にぜひ直営でよりよい図書館サービスに向けて、力を注いでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

職務代理者

ほかに質疑ございませんか。

鈴木委員。

鈴木委員

栃尾委員と若干意見が同じでございます。私からも感想というような形になってしまいますけれども、また、要望という形にもなりますが、これで当市といたしましては、直営で運営していくということに舵を切りました。ここにもありますように、市民との協働というのが最も重要な点と思っています。小・中学校でコロナを機にGIGAスクール構想の前倒しという形で、1人1台タブレット端末が配布されました。とても早い取組だった一方で、一人一人にタブレット端末が渡ったことによって、図書の貸出しが減っているという声も一方で聞きます。ぜひ、学校との連携をさらに深めていただいて、各学校には読み聞かせの団体が存在するところがほとんどですので、そうしたボランティアで活動されている保護者の方々との連携というのも一つの市民との協働であるかと思えます。

そういった形で、よりよい図書館づくりというものを期待いたしますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

職務代理者

ほかに質疑ございませんか。

各委員

なし

職務代理者

質疑なしと認めます。

議案第11号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第11号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

(議案第12号)

職務代理者

日程第16 議案第12号 印西市立図書館サービス計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第12号 印西市立図書館サービス計画について。

印西市立図書館サービス計画を別紙のとおり定める。

令和6年3月21日提出。

印西市教育委員会教育長、大木 弘。

それでは、ご説明いたします。

本計画の概要につきましては、令和5年第12回教育委員会定例会におきまして、ご説明をさせていただいております。

ご説明をさせていただいた後、修正した部分を中心にご説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

3、計画の期間でございますが、令和6年度から令和15年度までの10年間でございます。

なお、計画の中間年度にあたります令和10年度に中間評価を実施することと修正しております。

32ページをお願いいたします。

第3章、目指す市立図書館の姿でございます。中段の2、基本理念といたしまして、5つ掲げております。

1、「いつでも、だれでも、どこでも」サービスが行われ、より多くの市民に利用され、愛され、心の豊かさを育む文化の拠点、2、誰の心にも豊かさをもたらし、子どもたちの未来を育み可能性を広げる図書館、3、学びとつながる図書館、4、「住み続けたいまち印西」にふさわしく、住みよさを実感できる図書館、5、市民のくらしに生き、市民の生涯学習の拠点となり、地域の課題を解決できる図書館としております。

33ページをお願いいたします。

印西市立図書館の目指す姿はつながる図書館でございます。

35ページをお願いいたします。

こちらでは、図書館サービス計画の基本方針、施策の体系でございます。

基本方針1では、市民の知りたい、学びたい、調べたいを支える図書館サービスとして4つの施策を考えております。施策の1、基本的な図書館サービス、2、「本と出合う」「本と親しむ」機会作り、3、多様な利用者に対応した図書館サービス、4、デジタル化への対応。

基本方針2では、子どもたちの未来を育み、可能性を広げる図書館には、2つの施策を掲げております。1、子どもの年齢に応じた取組の推進、2、子どもの読書活動の推進でございます。

基本方針3では、市民のくらし、地域の拠点となる図書館には、2つの施策を掲げております。1、市民との連携、図書館活動への参加、2、関係機関との連携でございます。

基本方針4では、住みよさを実感できる図書館には、2つの施策を掲げております。1、市民の居場所としての環境の充実、2、専門職員の充実と育成でございます。

72ページをお願いいたします。

第5章、計画の推進に向けてでございます。1、サービス計画評価の指標になります。パブリックコメントの意見等を踏まえまして、計画の中間年度にあたります令和10年度に目標値を設定しております。

2、計画の進行管理でございます。4行目からでございますが、計画期間は令和6年度から令和15年度の10年間ですが、計画の中間年度にあたる令和10年度に中間評価を実施し、計画の達成状況、図書館を取り巻く社会状況の変化、上位計画の変更を踏まえ、施策の見直しなどを行います。計画の最終年度には、サービス計画の達成状況を評価し、次期計画策定に反映するものといたします。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第12号について採決を行います。

お諮りいたします。

議案第12号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで、一度進行を教育長にお戻しします。よろしく申し上げます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、先ほどの休憩中に栃尾知子教育委員から教育委員の辞職願が提出されました。

そこでお諮りいたします。

栃尾知子委員の教育委員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

各委員  
教育長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、栃尾知子委員の教育委員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

(教育委員辞職の件)

教 育 長

追加日程第1 栃尾知子委員の教育委員辞職の件を議題といたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、栃尾知子委員の退席を求めます。

(栃尾委員退席)

教 育 長

それでは、教育部長に辞職願を朗読させます。  
教育部長。

教 育 部 長

辞職願。

私儀、このたび一身上の都合により、勝手ながら令和6年3月31日をもって辞職いたしました。ここにお願い申し上げます。

令和6年3月21日。

印西市教育委員会委員、栃尾知子。

印西市教育委員会教育長、大木 弘様。

以上でございます。

教 育 長

ありがとうございました。

それでは、お諮りいたします。栃尾知子委員の教育委員辞職の件について、同意することにご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし

教 育 長

異議なしと認めます。

したがって、栃尾知子委員の教育委員辞職の件につきましては、同意されました。

栃尾知子委員の入室を認めます。

(栃尾委員入室)

教 育 長

ここで、栃尾知子委員から一言ご挨拶をいただきたいと思います。  
栃尾知子委員お願いします。

栃 尾 委 員

このたび、一身上の都合により、任期の途中ではございますが、退任させていただくことになりました。5年と6か月、印西市の教育行政に携わりまして、様々な貴重な経験、機会をいただけたことを心から感謝しております。ありがとうございます。

これからも、印西市の教育がよりよく発展するように願って、皆さんのことは応援し続けたいと思っております。ありがとうございました。

教 育 長

長い間、ありがとうございました。

それでは、以上で追加日程第1を終わります。

寺田教育長職務代理者、議事進行について、引き続き、お願いいたします。

(その他)

職務代理者

日程第17 その他について何かございますか。

学務課長

学務課長。

学務課から3点ほど、報告があります。

まず、1点目、令和6年度入学式・入園式の日程、出席予定者についてでございます。令和6年度の入学式・入園式につきましては、小学校が4月10日水曜日、中学校が9日火曜日、幼稚園が11日木曜日となっております。

教育委員の皆様にもご出席を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、各学校により受付、式典の開始時刻に違いがございますので、必ず確認をお願いいたします。

以上でございます。

続きまして、2点目、印西市学区外就学・区域外就学事務取扱要領の一部改正について報告させていただきます。

本要領において、許可基準、申請等事務を定めておりますが、これまでは学外就学許可基準の対象地区を文中で示しておりましたが、それを別表に整理したのとなっております。

詳細につきましては、資料3ページをご覧ください。

別表1として、学区外就学許可基準を示しております。また、特定地域選択制につきましては、資料4ページの別表1付表として詳細をまとめております。

最後に、3点目でございますが、印西市スクールバス安全通学基本計画(案)についてです。

令和6年度より新たにスクールバスを運行し、通学支援にあたりまして、本基本計画を作成いたしましたので報告いたします。

配付しましたお手元にあります冊子をご覧くださいと思います。

まず、1ページにつきましては、本市におけるスクールバス運行の経緯などについて記載しております。

2ページにつきましては、本市における小・中学校の通学の現状について、各学校から調査した結果を記載しております。

なお、各学校の詳細な結果につきましては、資料1の1から2をご参照ください。

続きまして、3ページですが、通学距離、通学時間の目安で、本市としましては、通学距離について小学校は3キロ以上、中学校は5キロ以上の児童・生徒には、徒歩や自転車以外の方法で通学してもらうこととなっております。

続きまして、4ページの上段をご覧ください。

安全な通学路の観点及びスクールバス利用者の範囲について記載しております。

下段につきましては、本冊子の中核をなす、スクールバス運行の基準

を記載しております。

基準は、AからDの4つとなっており、特に基準AとDにつきましては、本年度、スクールバス運行検討委員会を開催し、定めたものとなっております。

なお、5ページにスクールバスを運行している小学校等を記載し、来年度から運行する木下小学校は基準A、大森小学校は基準Dに基づいて運行を決定しております。

以前の定例会において、運行基準を報告させていただきましたが、その時点では、本基本計画を策定途中であったため、一部変更した部分もあります。本定例会以外でも構いませんので、何か気づいた点がありましたらご意見をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

生涯学習課長。

生涯学習課から、1点ご報告をさせていただきます。

令和6年度市指定無形民俗文化財八幡神社の獅子舞公開事業でございます。

令和6年4月21日の日曜日、12時から、辺田前コミュニティセンターで行われます。当センターで式典を行い、その後、八幡神社、鳥見神社で奉納が予定されております。

なお、当日は板倉市長、大木教育長にご出席いただく予定でございます。

ご報告は以上でございます。

ほかに何かございませんか。

なし

これでその他を終わります。

それでは、再び進行を教育長にお戻しします。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、事務局から次回教育委員会会議の開催日について連絡がございます。

教育総務課長お願いします。

次回、令和6年第4回印西市教育委員会定例会は4月24日水曜日午後2時から、こちらの41会議室で行う予定でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(会議の非公開)

教 育 長

ありがとうございました。

それでは、これより非公開とした議題の審議を開始いたします。

大変申し訳ございませんが、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)

教 育 長        それでは、寺田教育長職務代行者、議事進行を引き続きお願いいたします。

[非公開により省略]

職 務 代 理 者        それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしくお願いいたします。

教 育 長        ありがとうございました。

(閉議の宣告)

教 育 長        以上で本日の日程が全て終了いたしました。いつもよりも長い会議ありがとうございました。

(閉会の宣告)

教 育 長        それでは、以上をもちまして令和6年第3回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(15時30分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年3月21日

教 育 長 大 木 弘

署 名 委 員 豊 田 光 弘